平成26年第3回熊野町議会全員協議会

会議録

- 1.招集年月日 平成26年8月27日
- 2. 招集の場所 第1委員会室
- 3. 開会年月日 平成26年8月27日

4. 出席議員(13名)

1番 沖 田 ゆかり 2番 片 川 学

3番 時 光 良 造 4番 民 法 正 則

5番 荒 瀧 穂 積 6番 大瀬戸 宏 樹

9番 山 吹 富 邦 10番 山 野 千佳子

11番 久保隅 逸 郎 12番 中 原 裕 侑

13番尺田公造(避) 14番佛圓大源

16番馬上勝登

5. 欠席議員(2名)

7番 藤 本 哲 智 15番 南 田 秀 夫

6. 説明のため出席した者の職氏名

民 生 部

(総務部・建設部)

- (1) 太陽光発電事業者の選定について (報告)
- (2) 深原地区町有地造成事業について (協議)

 町
 長
 三
 村
 裕
 史

 副
 町
 長
 立
 花
 隆
 藏

 教
 育
 長
 大
 大
 大
 全
 股
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大
 大</t

清 代 政 文

建設部次長 民 法 勝 司 企画財政課長 條 勲 宗 商工観光課長 時 光 良 弘 開発指導課長 林 武 史 建設課主幹 奥 哲 哉 野

(民生部)

(3) 子ども・子育て支援新制度に関する条例の制定について (協議)

町 長 三 村 裕 史 町 立花隆藏 副 長 教 育 長 保 林 総 務 部 長 内 充 田 民 生 部 長 清 代 政 文 岩 田 秀 次 総務部次長 民生部次長 光 本 一 也 企画財政課長 條 勲 宗

(教育部)

(4) 新西公民館の建設について(協議)

町 長 三 村 裕 史 副 町 長 立 花 隆 藏 教 保 育 長 林 総 務 部 長 内 \blacksquare 充 設 部 建 長 森 本 昌 義 教 育 部 長 森 孝 弘 藤 総務部次長 岩 田 秀 次 教育部次長 三 村 伸一 開発指導課長 林 武 史 生涯学習課長 中 村 憲 治 企画財政課長 勲 條 宗 教育指導監 青 木 真智子 7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

立 花 一 郎

8.案件

(総務部·建設部)

- (1) 太陽光発電事業者の選定について (報告)
- (2) 深原地区町有地造成事業について (協議)

(民生部)

(3)子ども・子育て支援新制度に関する条例の制定について(協議)

(教育部)

(4) 新西公民館の建設について(協議)

9.議事の内容

(開会 9時30分)

○議長(馬上) 皆さん、おはようございます。

議員の皆様、また執行部の皆様におかれましては、本日はお忙しい中をお集まりいた だきましてありがとうございます。

本日は、報道関係者より傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

本日の全員協議会では、執行部から報告案件が1件、協議案件が3件、それぞれ説明を受けることになっております。皆様からさまざまな意見をいただきながら、円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申し出がありましたので、これ を受けたいと思います。

三村町長。

○町長(三村) 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方には、公私ともお忙しいところ、全員協議会を開催いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の提出案件の御説明の前に、去る20日未明に発生しました広島市北部の 集中豪雨による土砂災害に対する本町の対応について、御説明させていただきます。 まず、義援金につきましては、8月25日から庁舎、図書館、町民会館などの公共施設で受付を開始いたしました。ホームページ上ではお知らせ済みで、9月広報でも記事を掲載いたします。同じく25日、安芸郡4町で被災お見舞いを送ることを決定しました。額は各100万円とし、9月の初めには届けられるよう各町が調整を行っております。このため、財源につきましては予備費を活用させていただきます。今後も要請等があれば積極的に支援してまいりたいと考えておりまして、状況に応じて御報告をさせていただきます。

それでは、本日の報告案件1件、協議案件3件に移らせていただきます。

まず、最初は総務部から、本年2月の全員協議会で御説明しました町施設の屋根等に おける太陽光発電事業者公募事業の事業者選定結果の御報告でございます。

2件目は、深原地区町有地造成事業につきまして、総務部から造成地の名称及び販売価格、進出企業への優遇措置について、建設部からは字の変更、建築制限について説明させていただきます。

3件目は、民生部から、平成27年4月にスタートする子ども・子育て支援新制度に 伴い、新たに条例制定の必要が生じておりますので、内容等について説明をいたします。

最後は、教育委員会からの協議案件でございます。本年度からおおむね3カ年で進める都市再生整備計画事業の中核事業である西公民館建設事業について、設計プランを複数案策定し、メリット・デメリットの比較を行いましたので、その結果について説明させていただきます。

本日の提出案件は以上の4件でございます。議員の皆様には御理解と御支援をお願いいたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願い申 し上げます。

○議長(馬上) それでは、早速協議に移ります。

最初は総務部門から始めたいと思います。

報告案件です。太陽光発電事業者の選定について、執行部から説明を受けたいと思います。

内田部長。

○総務部長(内田) それでは、太陽光発電事業者の選定についての御報告をさせていた

だきます。資料1の太陽光発電事業者の選定についてを説明します。

本年2月の全員協議会で、町の施設の屋根等で太陽光発電事業を実施する者を公募する取り組みを行う旨を御説明させていただきましたが、本日は公募の結果や財政効果額等について報告させていただきます。

町立施設の屋根に太陽光パネルを設置して行う発電事業についての企画提案を公募したところ、複数の事業者から照会がありましたが、最終的に1社から企画提案書が提出され、審査基準に従った選定委員会の審査を経て、去る6月9日に基本協定を締結いたしました。既に小学校の3施設については、地方自治法の規定に基づき行政財産の使用を許可しており、夏休み中に竣工すべく設置工事を行っているところでございます。

発電事業を行う施設は表にある5施設であり、小学校の3施設は9月から、図書館と 東部地域健康センターは10月から発電を開始する予定と聞いております。

施設を使用する者は、広島ガス東部株式会社であり、その熊野支店が窓口となることから、設置後にトラブルが起きたとしても、迅速かつ適切・誠実な対応がなされるものと考えております。

使用期間は、使用許可という行政処分であることから短期の3年とし、最長20年間 発電できるよう許可の更新を行うこととしております。

使用許可の条件は、前回の全員協議会の資料でもお示ししましたように、記載のような条件としており、基本協定書において明記しております。

なお、既に使用許可をした小学校3施設に関しましては、積雪や風圧を考慮した太陽 光パネル等の重量が建物へ与える影響について構造計算を行った結果、建物の耐久性に 問題ないことを確認しております。

次に、今回の事業による町財政への効果額ですが、資料下段の表のとおり、行政財産の使用料が20年間で1,030万円強、太陽光パネル等が事業用償却資産となることから固定資産税が20年間で1,320万円強、合計で2,350万円強の収入が見込まれます。

行政財産の使用料の額の設定は、資料の最後に試算を記載しておりますが、電力会社への電気売却益の5%以上を使用料として納入することを応募条件としたところ、広島ガス東部株式会社から、電気売却益の6%を使用料として納入する旨の企画提案を受けて決定したものです。

公有財産の屋根等を活用した太陽光発電事業についての説明は、以上でございます。

-6-

さんになりますが、そちらの事業者の負担で太陽光発電設備等を移設いただくと。その 費用については事業者の負担であり、発電量の損失についても町のほうは補償しないと、 そのような協定を結ばせていただいているところでございます。

以上です。

$\sim \sim \sim$	\sim \sim \sim \sim	~~~~~~~~~~
○議長	(馬上)	荒瀧議員。
$\sim \sim \sim$	\sim \sim \sim \sim	~~~~~~~~~
○5番	(荒瀧)	今までこういう事例はまだ、屋根が漏るということで移設された例はあ
りま	すか、全国	目的に見て。

○議長(馬上) 内田部長。

○総務部長(内田) 現在、いろんな形の調べをする際に、こういった形の条件という形 もしてきましたが、そういった形で移設を伴ったという状況についてはちょっと把握し ておりません。

以上でございます。

○議長(馬上) 荒瀧議員。

○5番(荒瀧) 今回の売電、要は原子力の問題から、国民がそれぞれ負担するお金がここへ回ってきよるわけですが、それをもとに一番利益を上げられやすい方は設備を設置する、パネルを生産されてらっしゃる会社とか、設置する方が目先の欲ではもうかるんです。ただ、長い目で見ると、あれを全部撤去する。その前にもう一つ言いますと、設置するときに防水層を破壊する可能性もあるわけですね。だから、大変デリケートなんです、屋根というのは。どこが漏ってるかわからんようになるんですね。多分、教育委員会は今、随分苦労されてらっしゃると思うんですが、となると、今応急手当でコーキング打って何とか場しのぎされてらっしゃいますけど、大変な大規模改修が起こるようになるわけですね。

これは予算的な検証もぜひされておかないと、業者に泣きつかれて、また一般会計から出すようなことにしちゃいけません。ということになると、預託金といいますか、プ

ールしとかなくちゃいけないです。売電価格がそのままもうけじゃないんです。要は財 布に残しとかにゃいけんわけですね、いざというときに。ここもきっちり業者と打ち合 わせをされておいてくださいませ。よろしくお願いします。

○議長(馬上) ほかにいいですか。

時光議員。

○3番(時光) この設置場所でございますけど、災害時に避難所になる場所が多いということで、災害時に電力を町が無償使用できるということでございますけども、以前、一般質問でもさせてもらいましたけど、メーンの避難所となる町民会館ですね。こちらのほうに今、少し太陽光パネルがあるということですけど、容量は非常に小さくてというお話がちょっとあったと思うんですが、今回これに設置してないということは何か理由があるんでしょうか。

○議長(馬上) 内田部長。

○総務部長(内田) 実は、太陽光の分につきまして、国の補助が伴うニューディール事業というのがございまして、そのほうにも熊野町は応募をしておりまして、町民会館を今第一候補として出しております。以前にも議会の中で御質問いただいて、現時点で広島県に対して全体枠として事業費がつかなかったということがあったわけなんですけど、今年度は実は県のほうに一定額がつくということで、熊野町が採用されるかどうかというのは今からの審査、また抽せん的なものになるかもわかりませんが、そういった形の中で補助を受けて町民会館については事業を行おうと、現在しております。

以上でございます。

○議長(馬上) いいですか。

(「なし」の声あり)

○議長(馬上) それでは、太陽光発電事業者の選定についてはこの程度として、次の協議に移ります。

協議案件です。深原地区町有地造成事業(造成地販売)についてを執行部から説明を

受けたいと思います。

副町長。

○副町長(立花) 深原地区町有地の造成地販売について御説明申し上げます。

本年3月末をもって造成事業が終了し、現在、開発許可及び保安林の解除申請等を行っているところでございます。また、町水道の整備として、昨年度は造成地内の排水管整備を行い、本年度事業においては、配水池並びに送水管及び送水ポンプの施設整備の設計及び工事発注を行い、年度末までには完了見込みとなっております。本日は、造成地販売の販売単価・優遇措置等を総務部長から、また、販売に当たり9月議会で上程を予定しております造成地の字界変更及び造成地での建築物の用途制限の概要を建設部長から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(馬上) 内田部長。

○総務部長(内田) それでは、深原地区町有地造成事業につきまして、資料に沿って説明をさせていただきます。資料番号のほうは2のほうから、順次2-1、2-2ということで進んで説明させていただきます。

まず1の名称についてでございますが、これまでは当該地区の字名から深原地区と言っておりましたが、町外の方にわかりやすくするためにも、この造成地の名称を「くまの産業団地」とさせていただきます。

次に、販売に当たっての単価でございますが、1 枚開いていただきまして、A 3 の横長で産業団地の図を添付しておりますので、資料 2-2 をあわせてごらんいただきたいと思います。

区画は4区画でございます。区画番号1及び2が平方メートル当たり2万3,200円、区画番号3が2万2,500円、区画番号4が2万1,800円としており、単価につきましては鑑定結果に基づいて決定したものでございます。面積につきましては、区画番号1が最も広く5,250平方メートル、最も小さい区画が区画番号2の3,760平方メートルでございます。

次に、金額でございますが、1から順に1億2,180万円、2が8,723万2,00円、3が9,450万円、4が8,436万6,000円、4区画の合計が3億8,7

89万8,000円となります。

続きまして、3の企業立地に向けた優遇措置についてでございますが、企業の立地促進と雇用機会の拡大を図り、もって町経済の発展に資することを目的といたしまして、2の奨励金等を交付する予定でございます。

資料2-3をごらんください。A4のペーパーになります。

対象条件は、くまの産業団地内において町から土地を購入した者が工場等を設置した 場合で、対象施設は、流通施設、生産施設、試験研究施設、ソフトウエア業等施設、そ の他町長が認める施設とし、いずれも風営法に規定するものは除くものとしております。

奨励金等の内容は、アの企業立地奨励金が、固定資産税納付額分を5年間、イの新規 雇用奨励金が、新規雇用1人当たり30万円で、1人につき1回限り、ウの浄化槽設置 助成金が、浄化槽設置に要した費用の5割相当額としております。

続きまして、4の販売に向けた主な流れでございます。資料2-4をごらんください。 やはりA4の1枚ものになります。

まず、販売募集要項を作成し、町のホームページ等で広報、申し込みの受付後、書類審査を経て採択・決定、立地協定書の締結を行います。この間に、地目・字界変更と分合筆による地番の整理を行い、終了後、仮契約を締結し、町議会において財産処分の議決を得て、本契約をするという流れでございます。

以上が総務部からの説明です。

○議長(馬上) 森本部長。

○建設部長(森本) それでは、5番、関係議案(1)深原地区町有地造成事業における 字界変更の概要について御説明いたします。

最初に、お手元にお配りした資料の確認をお願いいたします。A4 判資料 2-5、A 3 判資料 2-6、2-7、計 3 枚の資料をお配りしております。資料に不備がないか御確認ください。不備がないようであれば、説明に入らせていただきます。

それでは、資料2-5 をごらんください。

1の概要でございます。深原地区町有地造成事業として整備しました町有地につきまして、くまの産業団地として販売するに当たり、字界の変更を行うものです。これは、 造成地の完成に伴う土地の整理を行うに当たり、造成地に異なる字名が存在することか ら、同一の字名に統一するものでございます。なお、同一の地番区域、すなわち字名でなければ合筆できない旨が不動産登記法第41条第2項に規定されています。

次に、2の字界変更地番は下記のとおりとなっております。字東深原64筆、面積8万3,147平方メートルを字深原平に変更を行うものです。

資料2-6をごらんください。図面に示した地番区域図(変更前)が地番区域の現在の状況でございます。図面上、赤色で示している線が現在の字界となっており、オレンジ色に着色した64筆の地番を字深原平に変更します。なお、字名の変更を行う地番については、重複地番が存在しないため、現地番といたします。

資料2-7をごらんください。図面に赤色で示している線が変更後の字界となり、町 有地を全て字深原平に統一するものであります。

また、字界変更につきましては地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の 議決を得なければならないため、9月議会に諮る予定としております。

以上で、深原地区町有地造成事業字界変更についての説明を終わります。

続きまして、平成23年度、地区計画の都市計画決定を行いましたくまの産業団地の 建築制限について御説明いたします。なお、計画決定の名称を、「深原産業団地地区」 としておりますので、説明の内容、また9月定例会に提出いたします予定の建築制限条 例の改正案につきましても、この名称を使用していただきますので、御了承ください。

それでは、お手元の資料2-8の左の表をごらんください。

まず、制限事項欄の1の建築物の用途制限でございますが、制限の内容欄の(1)から(8)に記載しております建築物については、この地区内では建築できません。具体的には、資料の右側のページ、建築物の用途制限の概要を用いて御説明します。

表の上に「深原産業団地地区」とある列をごらんください。各欄がグレーに塗りつぶ されていれば建築できないこと、丸がついていれば建築できることをあらわしています。

左上に住宅、共同住宅、寄宿舎とある行をごらんください。これらはグレーに塗りつぶしてあり、建築することはできません。同様に、その下の行及び次の行の下宿及び兼用住宅についても建築できません。その下の欄、店舗等についても面積を問わず建築することはできません。次に、事務所等については、全ての規模で建築できます。その下、ホテル、旅館及びその下の遊戯・風俗施設についても建築できません。次に、公共施設・病院・学校等では、巡査派出所、公衆浴場及び診療所については建築できますが、それ以外は建築できません。最後に、工場・倉庫等では、畜舎が建築できないほかは、

準工業地域の用途制限と同じで、車庫、倉庫、製造業の作業場、著しく危険でない工場、 自動車の修理工場等が建築できます。

次に、左のページに戻っていただいて、2の建築物の容積率の最高限度でございますが、これは10分の20、200%、3の建築物の建ペい率の最高限度は、10分の6、60%です。また、4の建築物の敷地面積の最低限度を自動車修理工場、ガソリンスタンド等を除いて、500平方メートルと定め、狭小な区画とならないように制限を加えております。5の壁面の位置制限、6の建築物の最高限度、7の垣またはさくの構造制限については、特に定めておりません。

以上でございます。

○議長(馬上) それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見はありませんか。

荒瀧議員。

○5番(荒瀧) 実務的には着実に進んでいらっしゃるようでございます。

実は、せんだって6月議会のときに工房の関係で、熊野の筆の将来の話などもお話し申し上げたんですが、町長のお考えは、今の生産100億ぐらいでいろいろな企業は入ってこんだろうと、中小零細の規模だろうというような認識であったように思うんですが、その後、6月の終わりでしたが、白鳳堂さんの将来計画が出ました。日産15万本、年間1,800万本の生産というのに、中国新聞が取材を受けておられました。国内でつくられるんですから、できるだけ付加価値のある化粧筆をつくられると。それは当然、海外とも連携してつくられると思うんですが、一気に1,000円としても180億の売上規模にかわられるわけですね。大変な町としては損失と申しますか、大事にしなくちゃいけない企業だと私は思うんです。

これは、質問は実はこの土地をどう利用するかと。今の実務の問題もあるんですが、 大事なビジネスモデルを今、白鳳堂傘下、多分町内の何人かの企業の方とネットワーク を組んでつくってらっしゃると思うんです。こういうネットワークのビジネスモデルを ぜひ成功していただいて、この土地、極端に言えばただでもええんですよ。180億の 売り上げで雇用も含めたら、どれだけ町のメリットが出るか。こういう戦略を実は6月 の一般質問でも申し上げたんですが、町長が余り筆はもう伸びんと、今のままどんどん 縮小せなしょうがないという御意見でしたが、白鳳堂さんの戦略、御親戚でもあるように聞きますんですが、ぜひ熊野に。今、三次とも連携されてらっしゃるんで、向こうと手を切るわけにはいかんと思うんですが、向こうで成功していただいたのをぜひ筆の町熊野に、ビジネスモデルをこの土地で活躍いただけるように、ぜひ議員も半数以上が行って、町長も御一緒に頼みに行けば、また道も開けてくると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(馬上) 町長。

○町長(三村) 貴重な意見だと思います。参考にさせていただきたいと思うんですが、確かに筆の産業を育成するのも大事なんですが、やはり意欲とかそういった面もございます。その企業の戦略もございますので、そこら辺を勘案しないといけない面があると思います。

また、大規模ないわゆる企業というのは、来たときはいいんですが、これが逃げると大変なことになるんです。今、日本各地でそういうことが起こっております。熊野町の産業団地、くまの産業団地はその規模ではないんですが、やはり特定の業種とか、そういうことは関係なく、幅広いスタンスで企業誘致を図っていかないと、1種類、あるいは単体の企業の誘致ばかり進めると、結果的にはその企業の方針転換によって大打撃をこうむるという例が発生しておりますので、これは全国のことでございますが、うまくいっているところもあります、それは、企業が。そういった面もありますので、今の意見は参考にさせていただきますが、そういった面も考慮しながら慎重に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長(馬上) 大瀬戸議員。

○6番(大瀬戸) 今までこの件についていろいろな話が出てきた中の、この際ちょっと整理させていただきたいんですけれども、まず一つは、分割販売の予定と、あらかたどのぐらい程度とか、そういうのはどのように考えておられますか。

○議長(馬上) 内田部長。

○総務部長(内田) まずは現在 4 区画に分割をしております。第1には、現在の大きさでそれに対応できる業者さんのほうに来ていただきたいという考え方を持ってます。ただし、この販売状況によっては、区画分割において 4 区画ということにしてるんですけど、それが最大で 8 区画になるような形の今登記のほうを行っていこうと。その中で 2 区画ずつという形になると思いますが、そういう形の販売を行っていくということで考えています。

今、どういう形の状況でその話はあるだろうかという御質問でよろしかなと思うんですけど、現在のところ、多くの企業のほうからもちょっと引き合いをいただいているのは現状ございます。現地視察を行っていただいた企業が6社、県の投資促進課、広島市の商工会を通じて問い合わせをいただきました業者が3社、金融機関へのPRとして現地を御紹介したのが2行という形で、現在のところ引き合いをいただいております。

以上でございます。

○議長(馬上) 大瀬戸議員。

○6番(大瀬戸) わかりました。ですから、ある程度業者が決まらないと分け方がはっきりしないというところでよろしいですかね。例えば、仮に1,000平米欲しいんだと。1,000平米ぐらいでいいんだと、半分は要らんという方も出てくるだろうし、その半分の人もおるでしょうから、そういうのは柔軟性を持って対応するということでよろしいですか。

○議長(馬上) 内田部長。

○総務部長(内田) まず最初の段階で、先ほども申しましたが、一応売り出しの段階では4区画という形の中で、これは現在加入しております、現在もちょっとPRをしていただいているところがございまして、広島県企業立地組織のほうのガイドのほうにも、ちょっと今現在熊野町で4区画の土地販売のほうを計画してますということで、今PRをしております。そうした中で、現在のところ、今の現状の区画でいいんだが、それを

2社でどうだろうかという引き合いもいただいてますので、とりあえずはそちらのほうでPRをしてまいりたいと考えております。

そのPR期間を経過した後に、いろんな形のまた分割ということで、町外業者という 形じゃなくて、町内業者のほうから強い要望等があった場合に、またその段階で検討さ せていただきたいという形で考えております。

以上でございます。

○議長(馬上) 大瀬戸議員。

○6番(大瀬戸) ということは、優先順位としては、今の4つの区画そのまま売りたいんだと。これが売れれば4つでいいんだと。まずそれがあって、余った場合に、じゃあ小さい業者といいましょうか、分割なら買えるという人に回ってくると、こういう考え方でいいですか。

○議長(馬上) 副町長。

○副町長(立花) 大瀬戸議員、言われるとおりです。まず、4区画を販売すると。それで何年かたって、どうしても売れ残りの区画が仮にあった場合、そのときにはそれを2 区画、そのために分筆をすると、事前に、という思いでおります。

ただ、一つの区画に対して4つに分割とか、5つに分割ということまでは考えておりません。とにかく4区画を、今お示ししてるその4区画で一応勝負したいと。それでもしかなわなかった場合には、1区画を分割で半分にして売ることも考えると。それ以上のことはまだそこまでは考えておりません。それを1,000平米にするとか、500平米にすることまでは考えておりません。

以上でございます。

○議長(馬上) 大瀬戸議員。

○6番(大瀬戸) わかりました。では、例えば町内の業者が欲しいんだという場合に、 優先するのか、町内をね。あるいは平等で行くのかという考え方についてはどうですか。

${\sim}{\sim}{\sim}{\sim}{\sim}{\sim}{\sim}{\sim}{\sim}{\sim}{\sim}{\sim}{\sim}{$
○議長(馬上) 副町長。~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○副町長 (立花) くまの産業団地ということでございますので、町内を優先ということ
で考えていきたいというふうには、今のところは考えております。 以上です。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○6番(大瀬戸) それから、水道の問題があったと思うんですけど、これについてはど ういうことになりましょうか。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○建設部長(森本) 現在、水道施設に関して設計も最終段階を迎え、今から工事に入ります。以前からもお話をしておりますが、日量20トンという目標を立てまして、3月にはそこで取水できるよう施設を完成させたいというふうに考えております。以上でございます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
<ul><li>○6番(大瀬戸) ということは、一般家庭並みの水量は期待できるということですね。</li><li>それでよろしいですか。</li><li>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~</li></ul>
<ul><li>○議長(馬上) 森本部長。</li><li>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~</li></ul>
<ul><li>○建設部長(森本) 大丈夫だと思います。</li><li>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~</li></ul>
○議長(馬上) 大瀬戸議員。

○6番(大瀬戸) それから、融資の件ですが、県なんかの場合は融資制度、優遇制度が
あるというふうに聞いたんですが、買いたいという業者に融資の面での優遇制度という
のはどのようにお考えですか。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長 (馬上) 時光課長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○商工観光課長(時光) 融資に関しましては、県内の公的な産業団地に関してのそうい
う融資の制度もございます。ただ、業種によって対応できる場合とできない場合がござ
いますので、その都度御相談いただきたいというふうに思っております。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(馬上) 尺田議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○13番(尺田) 聞いてみたいんだけど、今までの先行投資は大体幾らぐらいかかった
の。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
\smile
○議長 (馬上)
○議長(馬上) 森本部長。~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ ○建設部長(森本) 今、産業団地全体で9億4,241万3,000円、これが最終段階 の額でございまして、このうち造成費に係る熊野町負担分は5億1,482万6,000 円ということでございます。この中で、交付金事業で国の補助をいただいております。 この交付金、約55%の補助がございまして、5億1,482万6,000円のうち国費
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ ○建設部長(森本) 今、産業団地全体で9億4,241万3,000円、これが最終段階 の額でございまして、このうち造成費に係る熊野町負担分は5億1,482万6,000 円ということでございます。この中で、交付金事業で国の補助をいただいております。 この交付金、約55%の補助がございまして、5億1,482万6,000円のうち国費
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ ○建設部長(森本) 今、産業団地全体で9億4,241万3,000円、これが最終段階の額でございまして、このうち造成費に係る熊野町負担分は5億1,482万6,000円ということでございます。この中で、交付金事業で国の補助をいただいております。この交付金、約55%の補助がございまして、5億1,482万6,000円のうち国費が2億8,240万、純然たる町費ですね、これが2億3,242万6,000円ということでございます。ですから、使ったお金がこの2億3,200万幾らというふうになっております。 以上でございます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

ことを議会の本会議でも、自分となんかの議長室で約束というものを聞いた、いわゆる

当時の建設部長ね。副町長もいた同席して、じゃ実際には坪単価にしたら7万円ぐらいだろう。平米が2万3,000円か4,000円しとる、3.3を掛けりゃな。これは行かなかった理由は何だ、行かせなかった理由は。

○議長(馬上) 森本部長。

○建設部長(森本) 当時、販売見合い額ということでお話をしたかと思います。この販売見合い額と申しますのは、県が近くに残土処理をすると、これにかかる防災費等を含めて、外の処分場に運んで幾らかかるかということを考えながら、ここのほうが有利であると、近くに捨てるのが有利であるということで決められた額でございます。それで、またその販売見合い額というのは、町が今後お金になる土地を求めるということで、県と協議しながら、当時販売見合い額が5億1,200万と、これをもし5億1,200万まで行かなくても、この5億1,200万はおさめてくださいという額で決定したかと思うんですが、実際にその土地の売買ということになりますと、やはり根拠が必要であろうという考えから、今回鑑定評価ということで、鑑定士における鑑定評価をいただいて単価を決定させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長(馬上) 尺田議員。

○13番(尺田) 当時もやっぱり鑑定価格に沿った額を出したんだということを聞いてるの。あの当時言ったのは高過ぎるから、単価を下げろと言ったの。どうしてかいうたら、その下に黒瀬の工業団地があって、熊野町よりもっと有利な条件のとこでも売れないんだから、早く処分するのには坪単価を下げて売れと言ったんだよ、おれは。そしたら、これからまず売りますということだったんだよ。それはこの当時の副町長の橋本さんも、そういうことを言ったんだよ。それがこの段階になって初めてえらい下がって、今度はまだこの上、水道の埋設の工事費やなんかやったら上がるわけでしょう、投資いうのは。それを口先三寸でずっと議会でも、10万円、10万円と言ってたんだよ。あんたしらも聞いてるだろうと思うけども。そこが合点行かないのと。

話、こればっかりいかないから変えるけども、じゃあ今、最近大規模な土砂災害が起

きて、ちょうど今のところは保安林だよね。今のところもあそこらと同じように真砂土だと思うのね。そのときに、災害は起きないのかどうか。どういう観点であんたしら、 災害が起きないということが言い切れるのか。そこを教えてもらいたいんだよね。

○議長(馬上) 森本部長。

○建設部長(森本) 尺田議員、言われるように、この中国地帯が全て真砂土ということでございます。例に漏れず、深原のほうも真砂土でございます。しかしながら、我々といたしましても、開発許可の中、保安林解除の要件の中で、国、県の厳しい基準に合ったものをつくったということで、我々は現段階においては、その基準を超えて、今の基準における最大限のものをつくったと、クリアできるものをつくったということから、大丈夫であろうと。

ただ、先日広島を襲いましたように時間雨量120ミリとか140ミリとかいう雨が 想定してあるかといいますと、それはそうではないと思います。日雨量で、そうですね、 300ミリ前後、時間雨量で80とか100ぐらいのものでしょう。ただ、今の段階に おける各基準を全てクリアをして、検査も受けて、開発基準の検査済み書も既にいただ いております。ということから、我々としてはそれに対応するだけのものはつくったと いうことで考えております。

以上でございます。

○議長(馬上) 尺田議員。

○13番(尺田) 今、部長が考えられることはやったと言うけども、じゃあ例えば最近韓国の原子炉が水害でとまったよね、というニュースがあったよね。あれも同じなんだよな、はっきり言うて。国の決めた方針そのままに沿ってやってるんだよ。それを、じゃあ建設許可が出たからああだこうだと言うよりも、もう一遍、保安林の形状と、100ミリなら100ミリの雨が降ったときにどういう被害が出るのか、調査してみてもらいたいと思うんだけど、その点どうかな。

○議長(馬上) 森本部長。

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	, ~
○建設部長(森本) 我々も今、広島市の大土砂災害を受けて、調査を各熊野町危険地	<u>1</u> 🗵
調査をしてまいりたいと、防災と一緒にしてまいりたいというふうに考えております	0
その中におきまして、やはりつくった産業団地においてもそのような、あくまでも想	定
になるんですが、想定調査というものはさせていただきたいというふうに考えます。	
以上でございます。	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	· ~
〇議長(馬上) 尺田議員。	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	· ~
○13番(尺田) あのね、お願いするのは、いわゆる悪いものをつくって、安く売っ	, て
自慢したんじゃかなわないんだよ。やっぱり売る商品が自信を持って、これは少々の	ے (
とじゃあ心配ないんだというものを販売してほしいんだよ。でも、今あんたしらと話	fを
してると、いわゆるお客さんは見てくれたけども、でも本当にあんたしらの答弁を聞	] V`
ていたら、自信のあるものとは思えないんだよ。だから、早急にそういう調査をして	[]
しいということと。	
そしてこの中にある、資料8の中にある、建築物の用途制限の概要という項を見て	· 4
ると、ほとんどの何が丸だわ。わからないのは、危険性が大きい、または著しく環境	ĵ を
悪化させるおそれがある工場、これも丸になってるんだよね。これはどういう工場な	: O
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	· ~
○議長 (馬上) 林課長。	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	· ~
○開発指導課長(林) 準工業地域というのが熊野町にはありますが、そこの中ででき	: る
工場ですね。これはちょっと細かく説明しにくいんですけども、例えばアセチレンガ	i ス
の発生するようなものとか、そういうのが著しく危険という工場ということになって	. V`
ます。その容量とか何とかいうのも細かく規定がされておりまして、ほかにもたくさ	ん
基準がございます。その中の。	

れはどういう工場なのかということを聞いてるんだよ、対象になる。

○13番(尺田) それがあるんだけども、販売してもいいというんでしょう。だからそ

○開発指導課長(林) 例えば、作業場でそういうものを取り扱う作業。
$\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$
しないんだよ。職種として対象となるのは何かというんだ。 ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
<ul><li>○議長(馬上) 森本部長。</li><li>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~</li></ul>
<ul><li>○建設部長(森本) 例えば、自動車工場があります。もし事故車が入ってきて取り除か</li></ul>
なければならないときに、アセチレンガスで切断をしなければいけないと。それで若干
使うんで、若干危険なと。それは発生するわけじゃないです、使用するから。それは県
で、例えば建築、ここへこういうものを建てたいというものが上がりましたら、町経由
で県とも御相談して、細かい規定は全てその中にございます。その中でまたクリアをし
ていかなきゃならないと。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○13番(尺田) 誰がクリアさせるんだ。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇議長 (馬上) 森本部長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○建設部長(森本) ですから、申請される方が基準を全部クリアして家を建てると、そ
ういう基準がございますのでということでございます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(馬上) 尺田議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○13番(尺田) これ指針として、方向性として、丸とか出てるんだよ。丸で可能とい
うことを出してるじゃん。弁解の仕方ないんじゃん、はっきり言うて。ここでこういう
基準を出してるんだからね。例えば、じゃあ一つ例を挙げて、産業廃棄物とかああいう
ものが、ああいう業種の人が来て、これを産業廃棄物の置き場とか、処分場として買い
たいから買わせてくれと言ったときどうする。
○議長(馬上) 森本部長。

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○建設部長(森本) 産業廃棄物はもちろんアウトでございますので、それはお断りをさせていただきます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○13番(尺田) ここに産業廃棄物いうのが書いてある。
\sim
○建設部長(森本) 大まかなものでございまして、先ほども言いましたように、物を建
てたり、ものをするということになると必ず申請が必要になります。それは必ずうち経
由で上がって、細かい基準をクリアできるかどうかというとこまで突き詰めてまいりま
すので、そのような審査経過をとって建てるものは決まってくるということです。
以上でございます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(馬上) 尺田議員。
$\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$
○13番(尺田) ほんじゃが、わしみたいなものがおるで、はっきり言うて。この資料
を見て。どこに産業廃棄物がだめだという、どこに書いてあるんな、項目がどこにある
んないうて。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長 (馬上) 森本部長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
<ul><li>○建設部長(森本) 今ここにお示しをしてあるのは、建築物の用途に関するものです。</li></ul>
産業廃棄物というのはどこでもつくっちゃいけない。それは別の法でまた決めてある。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○13番(尺田) だけども、ものが売れなきゃ、安売りでも何でもするのが人間の本性
なんだよ、はっきり言うて。そういう業種、職種の何を持ってきたら、売れ残ったとこ
ろが、売る前の物件がもっと安くなるんだよね、はっきり言うて。そういうときに書い
ておかないと、どうしようもなくなるようなおそれがあるんじゃないかな。
ああ、ええわ、手間がかかるからええわ。いつまで言うたってわかるか、そがなもん
ກັ

○議長(馬上) それでは、このあたりでまとめさせていただきたいと思います。

ただいまの深原地区町有地造成事業の販売方針、字界変更、建築制限についての説明を了とし、企業の立地促進と雇用機会の拡大が一層図られるよう、執行部には設置者として十分に責任を果たすとともに、また議員から出ました意見を十分に踏まえ、今後の検討を進めていただくことを要望しまとめたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにまとめ させていただきます。

それでは、民生部門に移りたいと思います。

執行部の入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分 再開 午前10時25分

○議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

協議案件です。子ども・子育て支援新制度に関する条例の制定について、執行部から説明を受けたいと思います。

清代部長。

○民生部長(清代) 子ども・子育て支援新制度に関する条例の制定につきまして、お手元の資料3により説明させていただきます。

最初に1の制度の概要及び趣旨でございますが、国では質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大(教育・保育の質的改善)、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が本格的にスタートする運びとなります。

新制度では、市町村が実施主体として、子供の健やかな成長のため適切な環境がひとしく確保されるよう、子育で支援を総合的に取り組むこととなっていることから、新制度に係る教育・保育施設の設備及び運営について、適切な運営が図られるよう各種基準条例を制定するものとされ、またこれらを実行するため、昨年度行ったニーズ調査をもとに、熊野町子ども・子育て会議の意見をいただきながら、現在、事業計画書を策定中でございます。

2の新制度移行に伴う施設、事業の位置づけでございますが、図の左に現行制度、右側に新制度を記載しております。これまでの幼稚園、保育園は、施設給付型の認定こども園、幼稚園、保育所に移行します。図の黄色で囲まれた施設給付の部分となります。

また、私立幼稚園は施設給付型に移行しない旨、町に申し出を行うことで、現状の私 学助成と就園奨励費を受け取ることができるとされています。図では黄色の上の私学助 成と記載されている部分となります。

さらに、保育の量の確保を図るため、これまで認可外とされていた家庭的保育等が新たに地域型保育給付施設として認可事業となります。図では濃い青色で囲まれた部分となります。そのほかに一部認可外の施設として残ることもございます。なお、現在無認可の施設は町内には把握できておりません。

次に、資料左下から右側にかけてですが、3つの新制度において給付型の施設に入所される場合、保育の必要性の認定を受ける手続が必要となります。その保育の必要性による支給認定は、1号から3号までの認定区分に分けられ、保護者の労働や疾病等により、家庭で必要な保育を受けることが困難な者で保育所等で保育を希望する場合、3歳未満の者は3号認定、3歳以上の者は2号認定、それ以外で幼稚園等で教育を希望する場合は1号認定となります。

保育を必要とする理由につきましては、これまでの保育所の入所基準と大きな変更はございません。しかし、新たに保育の必要量が定められます。これまで誰もが11時間の保育を受けられていましたが、保護者の就労時間により、短時間保育という制度が定められ、保護者の就労時間の下限を1カ月当たり64時間から48時間の間でそれぞれの市町が定めることとされています。本町では現在1カ月の就労時間30時間で設定しておりましたので、就労時間の下限を1カ月当たり48時間とすることとし、経過措置を設けることにしておりますが、この入所基準は厳しくなります。

以上、概要を説明しましたが、新たな給付制度の開始となることから、その施設運営に関する基準を町条例で、施設の具体的な定員、保育の必要性の理由、保育料などは、附則や要綱などで定めることとされています。

次に、新たに定める基準条例は、4に掲げている3つの条例でございます。5の条例の制定に当たっては、府省令で定める従うべき基準と参酌すべき基準の区分を踏まえて 策定しましたが、事業所内保育の施設基準の1項を除いて、国から示された基準を適用 しております。 6の基準条例の内容でございますが、まず(1)の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございますが、主なものでは、一般原則として、児童の人権への配慮、保護者への運営内容の説明を要することなど、設備の基準として児童1人当たりの面積など、職員の配置とその資格を要すること、開所時間と開所日数、資料の2枚目になりますが、その他運営に関する基準としまして、運営規定や帳簿の整備、苦情対応や保護者との連絡などを規定することとされています。

次に、(2)の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例を定める条例では、利用定員を定める基準として、それぞれの施設の利用できる認定区分と利用定員の基準を、利用開始に伴う基準として、提供する教育・保育の内容、手続の説明、同意、契約が必要であること、また正当な理由のない提供拒否の禁止、定員超過の場合の選考方法などを、教育・保育の提供に伴う基準として、子供の心身の状況の把握や教育・保育の提供日及び内容の記録など、管理運営に関する基準として、小学校や連携施設との連携、評価、運営規定の策定、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担等の掲示など、資料に掲げている内容について定めることを要することとしています。

次に、(3)の家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、家庭的保育等の連携として、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型訪問事業があり、それぞれの事業に対する定員の規模、運営場所、設備や職員、教育時間などの規定を定めることとします。

なお、先ほど1項を除いて国から示された基準を適用していると申し上げましたが、 設備基準の2歳児未満の乳児室またはほふく室の面積を3.3平米以上としております。 国の基準としては1.65平米以上ですが、広島県では保育所など、他の事業と同じ3. 3平米以上を求めていることから、県の基準を本町でも採用することとしました。

以上で、子ども・子育て支援新制度に関する条例の制定についての説明を終わらせて いただきます。

○議長(馬上) それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見があればお願いいたします。

沖田議員。

○1番(沖田) 先ほどお話があったんですけれども、1カ月の就労時間、熊野町では現在30時間で最長11時間まで預かっているということなんですが、今後、国のほうの基準が64から48時間ということで、今回48時間に設定されたということなんですけれども、これによって保育時間が短くなってくる対象の保護者といいますか、何人ぐらいを想定されるんでしょうか。

○議長(馬上) 清代部長。

○民生部長(清代) 申しわけございません。まだ何人対象がいるかというのは現在調べておりません。ただ、48時間に設定する、保育所で預かれる方を48時間で設定するということで、現在30時間の方が二、三名いたと思うんです。その方が卒業するまでは経過措置は設けなきゃいけないのかなとは思っております。短時間の認定になる方については、11時間を希望される場合は別料金、延長保育料が発生するということで、預けることはできるようにはなると思うんですが、そこらの金額設定等も今後検討し、詰めていくことになろうかと思います。

○議長(馬上) 沖田議員。

○1番(沖田) ぜひとも経過措置をお願いしたいと思います。

それと、放課後児童健全育成事業のことについてなんですけれども、国のほうでは放課後児童クラブ、小学校6年生まで対象を拡大していくというふうに打ち出されたと思うんですけれども、現在、ここにもありますけれども、1クラスごとに2人以上の放課後児童支援員を置くということなんですけれども、町として6年生までを受け入れるということで、支援員さんもふやしていかないといけないと思うんですが、これについての対応はどのようにお考えでしょうか。

○議長(馬上) 清代部長。

○民生部長(清代) 国のほうでは10%になったときまで6年生まで拡大すると、拡大 をするように市町のほうにも働きかけるということになっております。ただ、6年生ま で拡大するということになれば、指導員の人員確保、それから部屋の問題が出てまいります。このたび基準条例の中で1人当たりの面積、1.65平米必要ということにしております。その結果、現在でも学校によってはその基準面積を満たしてないことも考えられます。そこらあたり、まず現状の中で施設の確保を最優先にしていきたいというふうに考えております。当面、一度に6年生までとはちょっと来年度から難しいというふうに考えておりまして、そこらの設備、人員の確保等を含めて、今後早急に、来年度何年生からやるかということは考えていきたいというふうに考えています。

うに考えておりまして、そこらの設備、人員の確保等を含めて、今後早急に、来年度何年生からやるかということは考えていきたいというふうに考えています。 ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(馬上) 中原議員。~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○ 12番(中原) 今の基準は、新しい、新たに定める基準条例の4番やね、これは前はなかったわけ、前は。 ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(馬上) 清代部長。~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○民生部長(清代) これまで保育所とかこども園、幼稚園もですが、それぞれ県が認可しておりました。今後も認可は県のほうになるんですが、一定の基準等はございましたただ、今後、それぞれの市町が給付の実施主体となることから、町条例で定めなさいということで、今回条例を定めることにします。~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(馬上) 中原議員。~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○12番(中原) 例えば、2の特定教育・保育施設条例の中に、教育・保育の基準に伴う基準いうところで、心身の状況の把握とか、利用者の援助、緊急時の対応、勤務体制の確保、定員の順守、子供の平等の取り扱い、虐待等の禁止、懲戒に係る濫用の禁止とか、いろいろあるわ。ああいう基準はもともとなかったわけですか、この町条例の中に~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇議長(馬上) 光本次長。

〇民生部次長 (光本) 今まで、先ほど部長が説明しましたように、基本的には国のほう

で運営基準等を設けられておりました。このたび法律のほうで、町のほうで条例等を定めるというふうに定められたということで、このたび議会のほうで提案させてもらうようになったわけでございます。

それと、児童クラブにつきましても、今までは国ではガイドラインというレベルで、 法制化したものはございませんでした。ということで、このたびこの児童クラブにつき ましても、町の条例で運営と施設基準等を定めるというようになったわけでございます。 以上でございます。

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇議長(馬上) 中原議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○12番(中原) なかったということだね、こういう基準は今まで町はなかったという
こと。じゃあ、国の基準の中で、国とか県の基準の中でやっていきよったと。今後は町

で新しくつくる。こういうことはもともとやりよったんじゃないんですか。

○議長(馬上) 清代部長。

○民生部長(清代) 先ほど次長が申し上げましたが、きちっとした基準としてこういう ことをしなさいということは明確にはなってなかったんだと思います。運営のための指 針であったり、ガイドラインであったり、そういう形で定められていたものと思われま す。このたび町のほうが給付の主体、事業の主体になるということから、こういうもの については園のほうにきちっと整備をすることを求めるということでの内容でございま す。

○議長(馬上) 荒瀧議員。

○5番(荒瀧) 済みません。いろいろ全部国のほうからおりてくるという感じを受ける わけですが、結局、消滅自治体とか、少子対策、いろいろ国もやっと気づき出したとい いますか、動き出しているのはあるんですが、それをどんどんおろしてこられりゃこら れて、すき間があくように見えるんですが、最近はNGOとかNPOというのがその穴 埋めをする要素で、難しゅう考えんでも、今中原議員が言われるように、昔から熊野に は子供会であったり、PTA活動、せんだっての知事が来られたときのイノベーションの人材としてパンを焼いてらっしゃる平尾さんを御紹介されましたよね。そういう町内のネットワークをこの制度とあわせて整備する。もう一遍目覚めればいいんです。地域の子は地域で育てるという、親としての教育ですね、親業。だから、今部長さんも頭がいっぱいでしょうけど、結局地域の中に眠っております。

本当、今国際連合でも国があらましな国から色んな国をどうやって埋めたらいいかって、ほんと集団的自衛権でもそうですよ。いろいろ話はしておりませんが、それを埋めていく組織が今非常に大事になってきてます。それから、ここへガバナンスというのも8月号に出ておりますが、住民の意見をどう取り入れるかという。それから議会改革もここなんですね。町民の声をどう引き出してくるか。埋めてくる側のガバメント組織というのが私らの議員の証悟にも問われてるわけですね。

だから、ぜひせんだっての形だけではなくて、しっかり知事の前でパン、レモンも取り入れてやってらっしゃる。多分20人、30人、40人、50人ぐらい、仲間ができてらっしゃると思うんですよ。親として育ってらっしゃるそういうネットワークを町内がどんどんどん、野菜づくりもあるかもわかりません、農業。今度、一般質問でもしてみたいと思うんですが、町長の農業に対する視点も踏まえて地域をつくっていただくようにお願いをしたいと思います。

○議長(馬上) 清代部長。

○民生部長(清代) ただいま説明させていただきました基準条例につきましては、幼稚園、保育所等の基準ということでございます。この新制度の中の大きな柱の一つに、地域の子ども・子育て支援の充実・支援ということも掲げられております。

現在、町にも子育て支援センター等ございます。それから母子保健事業等も含めまして、これをどうしていくのか。先ほど荒瀧議員が申されましたように、その利用者のネットワークであったりとか、そういうものもどうしていくのか。現在、そういう子育て支援センターの職員等も交えて、保護者の方も交えて子ども・子育て会議をやっております。そういう内容について子育て支援のあり方について、実際の計画と同様に新計画のほうにも盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長(馬上) よろしいですか。 大瀬戸議員。

○6番(大瀬戸) ちょっとよくわからないのは、基本的に今までの制度と今後こうなったときに給付が町に変わるというところはわかるんです。問題は幼稚園、熊野の場合は3つか、保育所が4つですかね。具体的に幼稚園と保育所がどう変わるのか。経営が民間ですからね。経営側からとってどうなのか。メリットがあるのか、なくなるのか。それから、預ける親、預けられる子供たちにとってどうのかというのを簡単にちょっとまとめてもらいたいんですけど。

○議長(馬上) 清代部長。

○民生部長(清代) 現在、保育所があります。これについてはこれまでも町のほうで委託料を支出しておりました。これが単価が若干上がるんじゃなかろうかと。法定価格ということで上がるんじゃなかろうかというふうに考えております。ただ、定員の規模とかそういうものによってもまた変わってまいりますので、ただこれまでよりは単価は若干上がっていくように考えております。

それから、幼稚園についてですが、この施設給付型になるのか、これまでと同じような形で残られるのかということによって大きく変わってくるかと思います。今までと同じように私学助成を受けられる場合については、幼稚園が定められた保育料を納めることになります。施設給付型に移行されるということになれば、現在の保育所と同じように、幼稚園の保育料を町で定めるようになろうかと思います。

現在、まだ1回目の調査だけですが、やはりまだ法定価格、園に対する給付の最終決定等もまだ現時点では出ておりません。そういうことから、27年度は現制度のまま移行し、制度の全容がわかってから新たにまた検討されるんじゃなかろうかというふうに考えております。

○議長(馬上) 大瀬戸議員。

○6番(大瀬戸) ということは、これは選択制ということなんですかね。どっちでも選

べるということですか、幼稚園に関してはね。
それともう一つ、さっき聞いたのは、今度は預ける側の変化。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長 (馬上) 清代部長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇民生部長(清代) 現在の保育所が保育所として残る場合、それから幼稚園が私学助成
の場合には、保護者にとっては制度の変更はございません。ただ、現在の保育所がこど
も園になるということになりますと、こども園になれば、これは定員を何人するかとい
うところもあるんですが、保育が必要がなくなっても預けられる定員を設けたりとかい
うようなこともできるようになります。
現在の現状では保護者にとっては大きな変更点はございません。施設がどういうふう
な形態を希望されるかによってまた変わってこようかと思います。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇議長(馬上) 大瀬戸議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○6番(大瀬戸) 例えば認定こども園とかいう、給付型にする場合、幼稚園が、給食な
んかを整備する必要があるんですか。
んかを整備する必要があるんですか。
んかを整備する必要があるんですか。 ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
んかを整備する必要があるんですか。 ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
んかを整備する必要があるんですか。
んかを整備する必要があるんですか。 ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
んかを整備する必要があるんですか。
んかを整備する必要があるんですか。

○議長(馬上) それではこのあたりでまとめさせていただきたいと思います。

ただいまの説明を了とし、また議員から出ました意見を十分踏まえ、今後検討してい ただくことを要望しまとめたいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(馬上) 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

それでは、次に教育部門に移りたいと思います。

執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 0 時 4 9 分 再開 午前 1 0 時 5 0 分

○議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

協議案件です。新西公民館の建設について、執行部から説明を受けたいと思います。 藤森部長。

○教育部長(藤森) それでは、西公民館建設について、お手元の資料4により説明させていただきます。

まず、1の経緯でございますが、これまでにも議員の皆様に対して説明してまいりましたとおり、神田地区のみらい保育園下側、旧南県営住宅跡地へ建てかえることとし、本年4月に入札により設計業者を決定し、5月から設計業務を行ってまいりましたが、このたび設計プランを3案作成し、内部においてそれぞれのプランのメリット、デメリットを比較、検討してまいりました。その詳細につきましては、後ほどさせていただきます。

次に、計画の概要でございますが、(1)設計コンセプトといたしまして、地域に開かれた公民館、環境と人をやさしく包み込む公民館、地域住民が気軽に、そして快適に利用できる公民館、こうしたコンセプトを掲げ、設計の方に反映させております。

- (2)の建物の配置でございますが、敷地の東側は道路幅も狭く、住宅と隣接しております。そのため近隣住民への騒音の影響が極力少なくなるよう配慮し、その対策としまして、町道団地1号線側、バス停側ということになりますが、こちらのほうへ建物を配置することといたしました。お手元の図面では、上側がバス道路側というふうになっております。
- (3) の施設概要でございますが、現在の西公民館の利用者、また社会教育委員、公民館運営審議会委員の皆様からの意見も踏まえ、こちらに主な項目を8つほど挙げております。ステージ機能を備えた集会室、図書コーナーと隣接する読み聞かせ室、調理室

及び食事が可能な多目的室、茶室としても利用できる多目的な和室、美術工芸室兼会議室、可動式間仕切りを設けた会議室、授乳室、おむつがえ用ベビーベッドを備えたオストメイト対応式多機能トイレ、これらをプランのほうに反映させております。

そのほかにも細かい部分にはなりますが、ステージ音響設備の充実でありますとか、 ソーラーシステムの活用など、たくさんの御意見や御要望をいただいております。それ らも今後検討した上で、予算の範囲内で可能なものについては取り入れてまいりたいと 思います。

次に、設計プランでございますが、先ほど申し上げましたコンセプトや要望などを踏まえたプランとするよう設計業者のほうに指示をし、このたび3つのプランの提示を受けております。ちなみに、いずれの案も平家建ての建物とし、駐車場は50台以上を確保しております。内部で比較検討をした内容でございますが、右の比較表とあわせてごらんください。上からA案、B案、C案となっております。

まずA案でございますが、西側、バス停側からのアプローチとし、中庭を挟んでV字型に建物を配置することで、東側に連なる山々の緑など美しい景観を取り込み、エントランスが開放的で居心地のよい空間となるよう配慮しております。また、多人数が利用する集会室ゾーンと、会議室などその他のゾーンとを明確に分け、ここを訪れた誰もが、わかりやすくシンプルで、スムーズな動線となるように配慮しております。

なお、多人数が集まる機会の多い集会室は、楽器や音響機材などを使う機会も多く、 防音施工は行いますが、騒音の影響は若干懸念されております。そのため、集会室の配 置を近隣住宅に対して極力影響が少なくなるように配置しております。

次に、B案でございますが、北側、みらい保育園側からのアプローチとし、中庭を囲むようにその周囲に口の字型に建物を配置することで、光を取り込みつつ各部屋をシンプルに配置し、回廊性を持たせた動線としております。しかしながら、デメリットといたしましては、敷地内の通路が若干長くなることで、移動距離が長くなること。また、こちらのプランは、南側の柱・外壁のコンクリート量が他のプランに比べてふえてしまいます。

3つ目のC案でございますが、各部屋を、中庭を挟んでコの字型にシンプルに配置することで、周囲の景観を取り込み、開放的な空間とし、かつ誰もがわかりやすい動線となるよう配慮しております。こちらのプランのデメリットとしましては、南側からのアプローチとなるということで、階段を使わなければ施設に入れない。また車椅子用のス

ロープを設ける必要があるなど、アプローチに若干支障がございます。

以上の3案のメリット、デメリットを比較検討しました結果、町といたしましては、 コンセプトにより忠実で、デメリットの少ないA案で事業を進めていきたいと考えてお ります。

最後に、今後の予定でございますが、本日議員の皆様からいただきます御意見をもとにプランを決定、その後直ちに宅地造成に係る実施設計に移り、今年度末までには宅地造成工事を終える予定でございます。建物の本体工事につきましては、平成27年度に着工し、平成28年度からの供用を目指して事業を進めてまいります。

着工し、	平成28年度からの供用を目指して事業を進めてまいります。
以上で、	、西公民館建設に係る説明を終わります。
\sim \sim \sim \sim	~~~~~~~~~~~
○議長(馬₋	上) 執行部からの説明が終わりました。質疑並びに意見があればお願いいた
します。	
山吹議」	
\sim \sim \sim \sim	~~~~~~~~~~
	吹) この3つの案の建設費はまだ出てないんですかね。
\sim \sim \sim \sim \sim	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
	上) 中村課長。
\sim \sim \sim \sim \sim	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○生涯学習詩	課長(中村) 3案とも大体同様な金額になっております。
~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(馬	上)  荒瀧議員。
$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○5番(荒浴	龍) ちょっと大体北を上に書くんですが、これは北が右と見たほうがよろし
いんでする	ね。みらい保育所の敷地が右側にあります。だからここはもうだめですね。同
能性がある	るというのは、このグラウンドといいますか、屋外遊技場からこっち側はフリ
ーハンド	でデザインできると、これでよろしいですか。
~~~~	~~~~~~~~~~~
○議長(馬	上) 中村課長。
~~~~	~~~~~~~~~~~
○生涯学習詞	課長(中村) そのとおりでございます。

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○5番(荒瀧) 確認でございました。騒音問題があるので、隣接の家のほうには余り建
てられないという御意見でございます。
1点、みらいのほうと一番下のほうと高低差は何ぼありますか。
$\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$
○議長(馬上) 中村課長。
$\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$
○生涯学習課長(中村) A、B、C3案で高低差がそれぞれ違いますので、一概には申
し上げられませんけども、5メートルほどでございます。
$\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$
○議長 (馬上) 荒瀧議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○5番(荒瀧) 5メートル、そのぐらいでしょう。ずっと下がってきておりますからね。
やっぱりブロックプラン、ちいたあ建築士ですから、役に立つ御意見をせにゃと思いま
して申します。建築士が議会に2人もおるいうのは少ないこととは思うんですけどね。
ブロックプランを考えたら、やっぱり今の西南が最適の位置づけだろうと思うんです
ね。あともう1点は、5メートルの高低差を生かして使うという発想は今までされませ
んか。というのは、屋根を活用するんですよ。そうすると、今建てものが建ったところ
の敷地がオープンスペースでなくなるわけですよね。そうじゃなくて、屋根もオープン
スペースに取り込むわけです。よく藤森という東大の教授が、屋根に草を張ったりしよ
るのがあるでしょう。ああいうようにナチュラルなデザインにする時代になってるんで
すが、そういうデザインを検討された余地はないですか。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(馬上) 林課長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○開発指導課長(林) ちょっと検討はしました。今のくまのみらい保育園ですけども、
あそこも高低差を利用してつくっております。ただ、どうしても半地下ができてしまい
ますので、今も結露等の問題でちょっとくまのみらい保育園のほうも苦慮しておるとこ

ろなので、ですからできるだけそういう半地下のようなものはちょっとつくりたくない ということがありまして、平面で計画しております。

○議長(馬上) 荒瀧議員。

○5番(荒瀧) 川尻に、村上徹という広島県を代表する建築家が小学校をつくりました よね。私の知り合いが呉市で雨漏りで大変苦労しておられます。だから、斬新なデザイ ンというのは非常にリスクもあるんですが、話題性は出ますけどね。今、林課長が言わ れるのも非常にわかります。

ただ1点、屋根を活用できる方法はあろうと思うんですね。屋根、屋上。今、屋上は どういう利用の仕方を考えてらっしゃいますか。

○議長(馬上) 林課長。

○開発指導課長(林) 今は傾斜の屋根をかけようとしております。というのが、これも 今まであちこち雨漏りの原因がやっぱり陸屋根にすると防水がだめになったりとか、複 雑な屋根にしますとどうしてもそこから無理が来て、雨が漏ったりすることがちょこち ょこありますので、できれば単純な、簡単な屋根をかけたいと思っております。

以上です。

○議長(馬上) 荒瀧議員。

○5番(荒瀧) 失敗を学ぶという意味では、今からどんどん学校の屋根も屋根をかけた ほうがいい時代になるか、ならソーラーも案外メンテナンスも楽になるかもわかりませ んから、これはどっちを先にするかいうたら屋根から改装しませんといけないですね。 だから、今度壊れてやりかえるときには、下地の、さっきの話じゃないですけど、ソー ラーパネルの屋根はガス屋さんにしてもろうといてください。パネルの設置もガス屋さ んにしていただくという発想もあります。これは例としてね。そうすると屋根のメンテナンスが非常に楽になります。

今言われるような非常にリスクのある問題はあるんですが、せっかくの団地の中の大

事な土地です。これ建坪だけで何平米ぐらいになるか、ぜひ活用される、ビアガーデン じゃないですが、バーベキューであったり。やっぱりあの自然の勾配がすごくいいよう に今つくってらっしゃるんで、屋根は死ぬとこではない。それをいかに活用するか。 2 倍使えるんです、土地が。検討されて、何かどこが問題が出ました、今の屋根が漏る、 そりゃやり方によっては改善できるんですが。

○議長(馬上) 林課長。

○開発指導課長(林) やっぱり屋根のとこですけど、取り合いがやっぱり結構難しいと ころでございまして、実際に陸屋根にして使えることそこまで検討してないんですけれ ども、ちょっと考えてはみたいと思います。できれば屋根を簡単なのをかけたいという 気持ちはございます。検討はしてみます。

○議長(馬上) 荒瀧議員。

○5番(荒瀧) 大体煮詰まってるんで、意見を出す時期じゃないかもわかりません。参考までに。グランパという直径30メートルのこういう植物ドームを、今度一般質問でも申しますが、これ今秦野市とか、横浜のあのあたりに実験棟が建っております。これ太陽テントさんが、東京ドーム、その中で野菜をつくるんです。屋根プラスそういう生産施設もできるわけですね。中東のほうにも出られたんですが、中東のほうは借金という発想がないんで随分苦労されたという、これはある銀行の方が言っておられましたけど。

いずれにしても日本のそういうノウハウをもとに複合的なものも構想できる。それは 屋根がある、明かりも入る、そういう植物としての交流、野菜づくりも体験できる。そ んなさまざまな技術が今できてる時代でございますので、さまざまなチャンスの中に幅 広い意見を入れながら、より未来に指向した熊野町、集まって住むと。災害のときにも、 ああいう造成は県が未熟でしたが、立地的には非常に頑丈な土地ですから、災害予定地 の方は集まって、高齢者賃貸住宅で住むと、用途地域も考えましょうと。これは何遍も 御提案しておりますが、どこまで反映していただくのかよくわかりませんけども、お願 いでございます。 ○議長(馬上) 久保隅議員。

○11番(久保隅) 済みませんが、1点聞かせてください。建物の説明で全く関係ない 話ですけど、安全面について、こうしてお願いしたいということの件でございます。

今までみらい保育園があるとこ、時間ぎりぎりでぱっと入られて、歩道を歩く人が再三危険な目に遭われて、あそこを何とかええ方法はないかという話も聞いておりますけれど、先般、今の山野議員のほうへ行く細い道ですね。建物が建つことによって随分な車があそこを通るようになると思うんですよ。見てたら結構飛ばすということで、下へおりる細い道があるんじゃけど、そこに白線を引いてあげくれとかいうことを言うと、白線を引くと、一旦停車せにゃいけん、標識を立てると大変ということで、坂町とか海田町は、町道であれば、児童が一旦そこでとまれというようなことも学校教育のほうで、シールが道路に張ってある場合にはぱっと走らんようにとまれというようなことで、警察、公安の話とは随分ずれるんですけど、そういった面も建物の協議の中で建設課のほうの道路の、建物は建ててこれは別ということではなくて、結構な車が町道1号線より裏へ回ってくる車が多いんじゃないかと思いますので、そこらも裏道の道路もいろいろ事故があってからでは遅いので、周辺整備というそういったところで一緒に並行して検討してもらいたいということのお願いです。

それが、裏のそのままの道じゃったら、結構車の台数が多いけえ、事故があるんじゃないかと思うんですね。だから、東びらの細い道をスピードが余り出せんような方法もあるらしいですから、建設部長のほうもそういったものも検討しつつ、公民館移動をやっていただきたいということで、安全面に対して、建物の直接のお願いじゃないんだけど、建物を建てるということについて、結構な車があると思うんですよ。それに対して子供が、児童がぱっと走って遊びよって、走って家へ帰ったりするようなことが結構あるらしいですから、そういった面も道路標示というか、公安でなしに、町道なら町独自で、児童に対してのとまれというような標識もあるらしいですから、そういったことも踏まえて検討していただきたいということでございますので、よろしく。

○議長(馬上) 森本部長。

0	建設部長	(森本)	副議長が言	われました	とおり、	今度建物	が建つと	また死角	等が出	出て
	まいると	思いますの	で、十分、	教育委員会	きと連携し	まして、	調査させ	こていただ	いて指	#置
	をとりた	いと思いま	きす。副議長	が先ほど言	うわれたよ	こうに、ど	うしても	町道の中	に白い	14
	のを引い	たり、何と	いうことな	ると海田署	早の許可が	必要です	ので、今	度は歩道	等、こ	これ
	も教育委	員会と、児	豊 童に徹底を	してできる	ものであ	かれば積極	的に進め	たいとい	うふう	うに
	考えてお	ります。								

○議長(馬上) 久保隅議員。

○11番(久保隅) できるだけというよりかは、町道であればいろんな町が考え出して、 児童が飛び出さん、一旦停車というような話もしとったんですけど、公安のほうで聞く と、一旦停車というのは、あくまでも車対象ということで、子供には関係ない。標識を 立てるとそこでやはり交通整理もせにゃいかんということで、今お願いしたいのは、子 供に対しての確認というか、そういったものを、始め言われたように教育委員会のほう と建設ともろもろとで、ぜひお願いしたいと思うので、できればじゃなくて、できる方 向で一つよろしくお願いします。

以上です。

○議長(馬上) 藤森部長。

○教育部長(藤森) 子供について、安全、身を守ることは非常に大切なことでございます。教育を徹底してまいりたいと思います。また、いい知恵があれば、また建設とともに考えたいと思います。

以上でございます。

○議長(馬上) 山野議員。

○10番(山野) 3点ほどお願いしたいと思います。

まず1点目、ごみのストッカーというのがここにあるんですけれども、ちょっと調理 室に近いところのほうが、調理室から結構生ごみがたくさん出ますので、近いところに 置いていただければ非常にいいんじゃないかなと思っております。調理室からこっちま で行くのにかなりの動線があるというのを考えるのと。

それから、集会室が、左側のところに間仕切りというか、壁がつけてあるんですけれども、こちらのステージのある大集会所、集会室の130人ぐらい入られるんですけど、もう少しこっち側、ちょっと七、八十人ぐらい入る集会所という感じがあればまたいいので、ここの間仕切りがなければそういういろんな多目的に使えるんじゃないかなと。間仕切りでしょう、これ。可動式のものですか。わかりました。じゃあそれでいいです。それと、美術工芸室というのが、ここにある窯の位置なんかはどうされてるのかな。陶芸なんかされるときの焼き窯はどうされたのかということをちょっとお聞きしてみたいと思います。

それから、こちらの多目的室というは、わきへはみ出しちゃうんですけど、これはど ういった用途のためにプラスしたのでしょうか。

○議長(馬上) 中村課長。

○生涯学習課長(中村) ごみのストッカーにつきましては、また御意見を承りまして、 反映していきたいと思っております。

美術工芸室と窯の位置についてなんですけども、御意見をまた反映させながら、移動 したらより効果的ということがあれば検討してまいりたいと思います。

また、調理室と多目的室の内容につきましては、調理室でつくったものを多目的室で 例えば並べるとかございますので、例えば調理室が今より狭くてもいいと、そのかわり 多目的室が広いほうがいいということだったら、入れかえるのも可能だと思います。検 討してまいりたいと思います。

○議長(馬上) 山野議員。

○10番(山野) 今の調理室から並べるのに多目的室と言われるんですけど、私が使わせていただいているところに関しましては、ちょっと中途半端な広さになると思うんですけどね。

それと、三世代交流という形でやってるとき、子供たちや大人が約120人ぐらい入

るんですけど、それらが調理室に即あればいいので、この間に美工室というのがあると ちょっと困ったなというのを感じます。せっかくなさるならちょっとその辺の移動をま た考えていただきたいと思いますし、窯の位置もまた考慮していただければと思ってお ります。

○議長(馬上) 藤森部長。

○教育部長(藤森) 検討して、動かすことができればまた対応したいと思います。 以上でございます。

○議長(馬上) 中原議員。

○12番(中原) この南の道路は何メートルあるんかね、南側。というのが駐車場の入り口になるんだ、あそこは。あそこは安全面を考えた場合、ある程度広くされるのかどうかということと。

それと駐車場を50台で、自慢げにえっととめられるように言われたんじゃが、できたら40台でもええけえ、広目の駐車場にしてほしいんです。年寄りが多いけえね、今からは恐らく。不細工な人が結構多くなってるから、できたら広目の駐車場にしてもらって、それと今の入り口よね、南側の道路、そこから入り口になるじゃろう。そこらもやっぱりちょっと考えて、出入りがちょっと多くなる思うんで、そこは十分に考えてほしいということです。よろしく。

○議長(馬上) 森本部長。

○建設部長(森本) 道路につきましては、現況で5メートル50ございます。少々大きい普通車でも、ゆっくり廻れる。先ほど中原議員が言われました駐車場の件については、ちょっと余裕を持ってできるように考えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長(馬上) 沖田議員。

○1番(沖田) 先ほど山野議員もおっしゃったんですけれども、ごみのストッカーの件に関しては、山野議員がおっしゃったように調理室のそばがいいと私も思うんですが、 それに伴って、調理室からすぐ外に出られるドアをつけていただいたほうがいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、せっかく新しい公民館を建てるのでお願いしたいというか、考慮されてるとは思うんですが、災害時に避難所となる場所となりますので、そういった観点からも、設計のときに考えていただいてるのかということ。現在の西公民館ですと、救急車をとめる場所もままならないというところもありますので、こちらにかわりましたときには、十分なスペースはとっていらっしゃるとは思うんですが、体調のすぐれない方や気分の悪くなった方が出られたときに、スムーズに救急車のほうへ運べるような動線とか、そういったこととか、さまざまなことを考えてくださっているのかどうかということをちょっとお伺いいたします。

○議長(馬上) 中村課長。

○生涯学習課長(中村) もし災害があったときに避難所となりますので、部屋部屋は広くとっていきたいと思い、間仕切りを活用してまいりたいと思っております。また、救急車におきましては、南側の入り口のところへ数台分確保しておりまして、こちらのほうで健診とか、救急車とかを確保していきたいと思います。

○議長(馬上) 佛圓議員。

○14番(佛圓) 先ほど山野議員が聞かれた件ですが、陶芸のことなんですが、前も言ったときに場所については検討しますと、きょうもまた同じように検討しますということなんですが、その後、どのように検討されたのか全然わかりません。

それと、もう一つ、あそこにある陶芸の窯ですよね。これは移転のときは現在のもの を持っていってどこに据えるということは、具体的なものをちょっと聞きたいんですが。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

○議長(馬上) 中村課長。

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○生涯学習課長(中村) 現在はこの図面で言います多目的室の下のところに建設する予
定でございます。それで先ほど等の御意見を踏まえて、より近い方がいいのか、検討し
てまいりたいと思います。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長 (馬上) 佛圓議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○14番(佛圓) 陶芸の窯を焼くときには相当の温度も上がったり、やはり公害問題が
多少はあるかもわからないんで、そこらを配慮しながら、場所の選定というのもされん
といけんと思うし、窯はだから現在のものを持っていく予定ですか、解体して。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(馬上) 中村課長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○生涯学習課長(中村) 費用対効果を考えまして、どちらのほうが効率がよいかで検討
してまいりたいと思います。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(馬上) 民法議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○4番(民法) 身体障害者の駐輪場なんですが、これは入り口というか、駐車場を2台
ほど確保されてるわけなんですが、ここから出入りというか、出たり入ったりするよう
な、身体障害者専用の入り口というか、あるんですか。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(馬上) 林課長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○開発指導課長(林) 身体障害者の駐車場から特に別に入るという入り口はございませ
ん。玄関から一緒に、玄関から回れるようには考えています。
以上です。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長 (馬上) 山野議員。

○10番(山野)	身体障害者の駐車場なんですが、	屋根はどうなんでしょうかね。	つけ
てる。			

○議長(馬上) 林課長。

○開発指導課長(林) 一応玄関までつけるようにはしております。

○議長(馬上) よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○議長(馬上) それでは、このあたりでまとめさせていただきたいと思います。

ただいまの説明を了とし、これからもより地域に開かれ、住民の誰もが気軽に快適に 利用しやすい公民館となるよう配慮しながら事業を進めるとともに、ただいま議員から 出ました意見を十分踏まえ、今後検討していただくことを要望し、まとめたいと思いま すが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさ せていただきます。

それでは、以上をもちまして本日の全員協議会を終了といたします。

本日は大変御苦労さまでございました。

(閉会 11時20分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長